



2020年12月24日

各 位

会 社 名 株式会社関門海
代表者名 代表取締役社長 山口 久美子
(コード番号：3372 東証第二部)
問合せ先 経営支援本部 部長 岩本 匡史
電話番号 06-6578-0029

第三者割当による第10回新株予約権の払込完了に関するお知らせ

当社は、2020年12月8日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による第10回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行について、発行価額の全額（3,195,000円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

第三者割当による第10回新株予約権の概要

(1) 割当日	2020年12月24日
(2) 新株予約権の総数	213個
(3) 発行価額	総額3,195,000円（新株予約権1個につき15,000円）
(4) 当該発行による潜在株式数	2,130,000株（新株予約権1個につき10,000株）
(5) 調達資金の額	614,505,000円（差引手取概算額：605,505,000円） （内訳）新株予約権発行による調達額：3,195,000円 新株予約権行使による調達額：611,310,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の調達額及び本新株予約権の行使に際して出資される調達額の合計額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額（9,000,000円）を差し引いた金額となります。 なお、行使価額が修正または調整された場合、調達資金の額は増加または減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得した場合、調達資金の額は減少します。
(6) 行使価額	当初行使価額 287円 行使価額は当初固定されておりますが、当社は、割当日の6ヵ月後の応当日を経過した日以降、当社取締役会決議（以下「行使価額修正決議」といいます。）により行使価額の修正を行うことができます。行使価額修正決議がなされた場合、行使価額は、当該行使価額修正決議日の翌取引日以降、当該行使価額修正決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。 また、行使価額の修正後の新たな修正は、直前の行使価額修正決議日の6ヵ月後の応当日を経過しなければ行うことができません。 ただし、修正後の行使価額が144円（行使価額の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「下限行使価額」

	<p>といたします。)) を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>なお、当社は、行使価額修正決議により行使価額の修正を行った場合、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとします。</p>
<p>(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)</p>	<p>第三者割当の方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 (以下「マイルストーン」といいます。) に 90 個 (900,000 株)、M&A グローバル・パートナーズ株式会社 (以下「MAGP」といいます。) に 50 個 (500,000 株)、株式会社みらい知的財産技術研究所 (以下「みらい知財」といいます。) に 40 個 (400,000 株)、徳威国際発展有限公司 (以下「徳威国際」といいます。) に 33 個 (330,000 株)、合計 213 個 (2,130,000 株) を割り当てます。</p>
<p>(8) その他</p>	<p>①行使許可</p> <p>当社が割当予定先との間で締結予定の新株予約権割当契約 (以下「本割当契約」といいます。) には、新株予約権の総数 213 個のうち 113 個は割当予定先の判断で行使可能となっておりますが、100 個については本新株予約権者ごとに当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当社が許可した個数の範囲内でのみ割当予定先が本新株予約権を行使できる旨が定められることを予定しております。また、本割当契約には、当社取締役会の決議 (以下「行使許可決議」といいます。) により本新株予約権者ごとに本新株予約権の行使が許可され、行使許可決議により許可された個数の本新株予約権の行使がすべて終了しない限り、当社は新たに当該新株予約権者に行使許可決議を行うことはできない旨定められることを予定しております。なお、行使許可決議を行った場合、当社は、速やかに当該行使許可決議に基づき行使が可能となった本新株予約権の個数を当該本新株予約権者に通知するものとします。なお、行使許可が必要となる新株予約権の割当予定先及び数は、割当予定先であるマイルストーン 50 個及びMAGP 50 個であり、行使許可の必要としない新株予約権の割当予定先及び数は、マイルストーン 40 個、みらい知財 40 個、徳威国際 33 個であります。</p> <p>②取得条項</p> <p>当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日の 1 年後の応当日を経過した日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の 2 週間前までに通知したうえで、本新株予約権 1 個当たり 15,000 円の価額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。</p> <p>③譲渡制限</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。また、本割当契約には、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、本割当契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継させることを条件とする旨が定められることを予定しております。</p> <p>④その他</p> <p>前号各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。</p>

なお、本新株予約権に関する詳細につきましては、2020 年 12 月 8 日付「第三者割当による第 10 回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以上